

## 電波法令の抜粋・要約

### 第4条(無線局の開設)

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。(各号省略)

### 第39条の13(アマチュア無線局の無線設備の操作)

アマチュア無線局の無線設備の操作は、次条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。(以下省略)

### 第53条

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

### 第108条の2(罰則)

電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

### 第110条(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 一 第4条の規定による免許又は第27条の18第1項の規定による登録がないのに、無線局を開設した者
- 二 第4条の規定による免許又は第27条の18第1項の規定による登録がないのに、かつ、第70条の7第1項、第70条の8第1項又は第70条の9第1項の規定によらないで、無線局を運用した者
- 五 第52条、第53条、第54条第1号又は第55条の規定に違反して無線局を運用した者(以下省略)

### 第113条(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。  
十五 第39条第1項若しくは第2項又は第39条の13の規定に違反した者(以下省略)

### 第114条(罰則)

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、第110条、第110条の2及び第111条から第113条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。(一部要約)

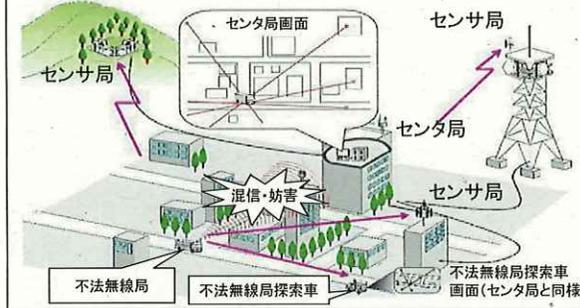
## 総務省では、不法電波を監視しています。

総務省では、いつも快適に電波を利用できるよう、不法電波などの取締りを行っています。

不法電波を発見するために、総務省では最新の電波監視システム「DEURAS(デューラス)」を整備しています。

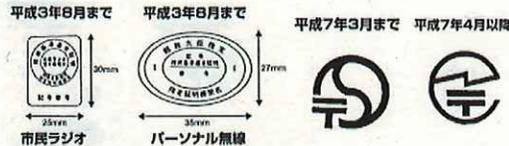
「DEURAS」は全国に設置されたセンサ局や車両に設置されたセンサ局を遠隔操作して、不法電波を探し出す監視システムです。

### ■ 不法無線局の探査



## 技術基準適合証明のマーク

無線機を購入する際には、ご確認ください。



### お問い合わせ先

総務省 東海総合通信局

電波監理部 監視課 052-971-9471

調査課 052-971-9643

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>

あなたや、  
あなたの会社の車両は  
大丈夫ですか？  
不法無線局は法律で罰せられます



# 不法三悪

不法の市民ラジオ・パーソナル無線・アマチュア無線が使用する周波数は、消防、警察、防災といった重要無線通信の周波数と近接しているため、これらの無線を妨害する場合があります。

また、より遠くの人と通信しようとして、ハイパワーのブースター（電力増幅器）等を取り付けて、強力な電波を放射すると、無線以外のさまざまな電子機器にも障害を与えて、思わぬ事故を引き起こすことがあります。

## 市民ラジオ（CB無線）

### ■ 特徴

無線従事者の資格及び無線局の免許は必要なし。  
周波数は26.9MHz～27.2MHzの8チャンネル、電力0.5W以下。  
送受信機とアンテナが同一筐体に収められている。



合法CB無線機

### ■ 不法局

送受信機とアンテナが分離。  
電力は送受信機単体で概ね5Wであるが、ブースターを接続して1kWを超える電力を送出する不法局がある。



不法CB無線機

### 【不法局による主な妨害事例】

- ・電話の通話に雑音が入る。テレビの画面、音声が乱れる。
- ・電子機器(OA機器等)が誤作動。
- ・漁業用無線が使用できなくなる。

## パーソナル無線

(注)パーソナル無線は、平成27年11月30日をもって免許制度が廃止されました。  
現に免許を受けている場合、その免許の有効期間満了まで利用可能です。

### ■ 特徴

無線従事者の資格は必要ないが、無線局の免許(注)が必要であり、無線局情報の入ったROMが無いと電波を放射できない。  
周波数は903.0125MHz～904.9875MHzの80チャンネル又は158チャンネル、電力5W以下、アンテナゲイン(利得)7.14dB以下のもの  
で技適を受けた無線設備に限られる。

### ■ 不法局

俗にスペシャル機と呼ばれる改造機を使用。  
免許情報が書き込まれたROMがなくても電波を放射でき、パーソナル無線で使用が認められている周波数以外での送信、チャンネル固定などが可能。

※改造機は免許状や技適の表示があっても不法無線局になります。

### 【不法局による主な妨害事例】

- ・携帯電話、MCA無線が使用できない。



パーソナル無線機

## アマチュア無線

### ■ 特徴

無線従事者及び無線局の免許が必要。  
送信周波数は、無線機のダイヤルで任意に設定できるが、周波数により運用できる電波型式が定められている。  
無線局の免許により、放射できる空中線電力が異なる。  
無線機に変更がある場合は、総務大臣の許可を受ける必要がある。

### ■ 不法局

無線従事者資格、無線局免許を持たずに運用。  
不法改造により、アマチュア無線で使用が認められている周波数帯以外で送信可能にしたり、ブースターを接続して出力をアップしている。

### 【不法局による主な妨害事例】

- ・重要な無線通信（警察用、消防用、鉄道用等）を妨害し、人命の安全等に支障を来す。



アマチュア無線機

原則として、電波を放射するには無線局の免許が必要です。  
無線機の電源がオフになっていたり、アンテナが外されている状態でも、すぐに電波の放射が可能な状態に復元できる場合は、電波法違反となります。